

(目的)

第1条 この要綱は、住民ニーズの高度化、多様化、地方分権などの背景により、消防職員としての職責が増大している状況にかんがみ、職員の降任に関する希望を尊重することにより、職員の職務に対する意欲の向上および組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 降任を希望することのできる職員は、鯖江・丹生消防組合一般職員の給料表の適用を受ける職員のうち主任級以上の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職責の増大等の理由により、能力的、身体的または精神的にその職責を果たすことが困難であると感じる職員
- (2) 家庭の事情等により、その職責を果たすことが困難であると感じる職員
- (3) 病気等心身の故障により、その職責を果たすことが困難であると感じる職員

(降任の申請)

第3条 降任を希望する職員(以下「希望職員」という。)は、降任希望申請書(様式第1号)を、所属長および総務課長を経由し、任命権者に提出しなければならない。

(降任の決定)

第4条 任命権者は、降任希望申請書の提出を受けたときは、降任の適否について審査し、その結果を降任承認(不承認)通知書(様式第2号)により、希望職員に通知するものとする。

(降任の時期)

第5条 降任の時期は、降任を承認した日以後の最初の定期人事異動とする。ただし、任命権者が必要と認めるときは、この限りではない。

(降任後の給料月額)

第6条 降任後の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 降格を伴わない降任の場合 降任した日の前日に受けていた号給の4号給から12号給下位の範囲で任命権者が決定する号給の額
- (2) 降格を伴う降任の場合 降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)の8号給下位の額。この場合において、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときは、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして得られる号給の額とする。

(降任後の昇任)

第7条 この要綱により降任した職員は、降任後に第2条各号に該当する者でなくなつた場合で昇任を希望するときは、昇任希望申請書(様式第3号)により所属長および総務課長を経由して任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、昇任希望申請書の提出を受けたときは、その適否を判断し、当該職員を昇任させることができる。

3 前項の規定による昇任の時期については、第5条の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

降任希望申請書

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部

消防長 様

所 属

職(階級)

氏 名 ㊟

私は、鯖江・丹生消防組合職員希望降任制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり降任を希望しますので申請します。

降任を希望する補職	
降任を希望する理由	
降任後に従事したい 職務または部署	

確認欄	
総務課長	所属長

様式第2号(第4条関係)

降任承認(不承認)通知書

年 月 日

所 属

職(階級)

氏 名 様

鯖江・丹生消防組合消防本部

消防長 印

年 月 日付けで申請のあった降任希望について、次のとおり決定したので
通知します

承認する	承認しない
承認後の補職・職務等	承認しない理由

様式第3号(第7条関係)

昇任希望申請書

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長 様

所 属
職(階級)
氏 名 ㊟

私は、鯖江・丹生消防組合職員希望降任制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり降任を希望した理由が解消したため、昇任を希望しますので申請します。

降任を希望した理由が解消したことの事由説明

確認欄	
総務課長	所属長